

## 公益財団法人秦野市スポーツ協会業務執行理事職務権限規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第25条第3項の規定に基づき業務執行理事の職務権限に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会長 定款第23条第2項に規定する会長をいう。
- (2) 副会長 定款第23条第2項に規定する副会長をいう。
- (3) 専務理事 定款第23条第2項に規定する専務理事をいう。
- (4) 業務執行理事 定款第23条第3項に規定する業務執行理事をいう。

(業務執行理事の職務権限)

第3条 業務執行理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 副会長2名のうち、1名を総務担当副会長とし、1名を財務担当副会長とする。
- (2) 総務担当副会長の主管事項は次のとおりとし、その主管事項に必要な業務を執行する。
  - ア 評議員選定委員会に関する事項（報酬に関する事項を含む。）
  - イ 評議員会に関する事項（報酬に関する事項を含む。）
  - ウ 理事会に関する事項（報酬に関する事項を含む。）
  - エ 謝礼に関する事項（他の業務執行理事の主管事項に関するものを除く。）
  - オ 法人印保管に関する事項
  - カ 登記に関する事項
  - キ 国、県、市等への届出、許認可申請等に関する事項（他の業務執行理事の主管事項に関するものを除く。）
  - ク 定款、規程等（他の業務執行理事の主管事項に関するものを除く。）に関する事項
  - ケ 事務局及び職員に関する事項（雇用、給与に関する事項等を含む。）
  - コ コンプライアンスの確保に関する事項
  - サ 主管事項の執行における職員の指導及び監督に関する事項
  - シ 職員の表彰に関する事項

ス 訴訟への対応に関する事項（他の業務執行理事の主管事項に関するものを除く。）

セ その他各主管に属さない事項

(3) 財務担当副会長の主管事項は次のとおりとし、その主管事項に必要な業務を執行する。

ア 予算編成に関する事項

イ 決算に関する事項

ウ 収入及び支払いに関する事項（他の業務執行理事の主管事項に関するものを除く。）

エ 税務に関する事項

オ 備品、消耗品の購入、出納保管に関する事項（他の業務執行理事の主管事項に関するものを除く。）

カ 契約に関する事項（他の業務執行理事の主管事項に関するものを除く。）

キ 財産の保管及び財務全般に関する事項

ク 主管事項の執行における職員の指導及び監督に関する事項

ケ 主管事項の執行に必要な規程等の制定又は改廃に関する事項

コ その他会計に関する事項

(4) 専務理事の主管事項は次のとおりとし、その主管事項に必要な業務を執行する。

ア 事業計画に関する事項

イ 事業実績報告に関する事項

ウ スポーツ等に関する教室、講習会、競技会等の開催及び運営に関する事項（教室等開催に伴う講師等契約、参加料の徴収等に関する事項を含む。）

エ スポーツ等に関する交流促進、情報提供・発信等に関する事項

オ スポーツ等に関する指導者育成及び支援に関する事項（教室等開催に伴う講師等契約、参加料の徴収等に関する事項を含む。）

カ スポーツ等に関する功労者等顕彰に関する事項

キ スポーツ等に関する団体助成に関する事項

ク 事業統括委員会及び専門委員会の開催及び運営に関する事項（謝礼に関する事項を含む。）

ケ 主管事項の執行における職員の指導及び監督に関する事項

コ 主管事項の執行に必要な規程等の制定又は改廃に関する事項  
(共管事項)

第4条 業務執行理事は、その主管する事項のうち、他の業務執行理事の主管事項に関連のある事項を処理するに当たっては、当該業務を主管する業務執行理事と協議し、合意を経た上で主管事項を処理しなければならない。

2 前項に規定する合意の成立が難しいときは、会長が当該業務の執行について決するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する